

障がい者活躍推進計画

令和 8 年 3 月作成

初山別村教育委員会

障がい者活躍推進計画

機 関 名	初山別村教育委員会
任命権者	初山別村教育長
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）
初山別村教育委員会における障がい者雇用に関する課題	初山別村教育委員会においては、職員総数は初山別村からの出向者の 6 人の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。
目 標	
① 採用に関する目標	計画期間内に新たに障がい者の採用を目指す。
② 定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として初山別村総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り障がい者本人の希望も踏まえた上で、本人に合った業務の割振り又は職場の配置を行う。 ○配置後においても、障がい者本人の職務遂行状況や習熟状況等に応じ、継続的に職務の選定・創出を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

	・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※『障害』のひらがな標記について

法令や固有名詞を除き、「障害」を「障がい」の表記とします。